

2025年6月1日以降 連合基準に基づくキッチンカーの 営業許可を取得すれば 和歌山県・大阪府全域で営業が可能に！

～和歌山県（和歌山市含む）と大阪府（政令市、中核市含む）～



これまで大阪府と和歌山県で自動車における飲食店営業（いわゆるキッチンカー）をするには、それぞれの自治体で飲食店営業許可が必要でした。

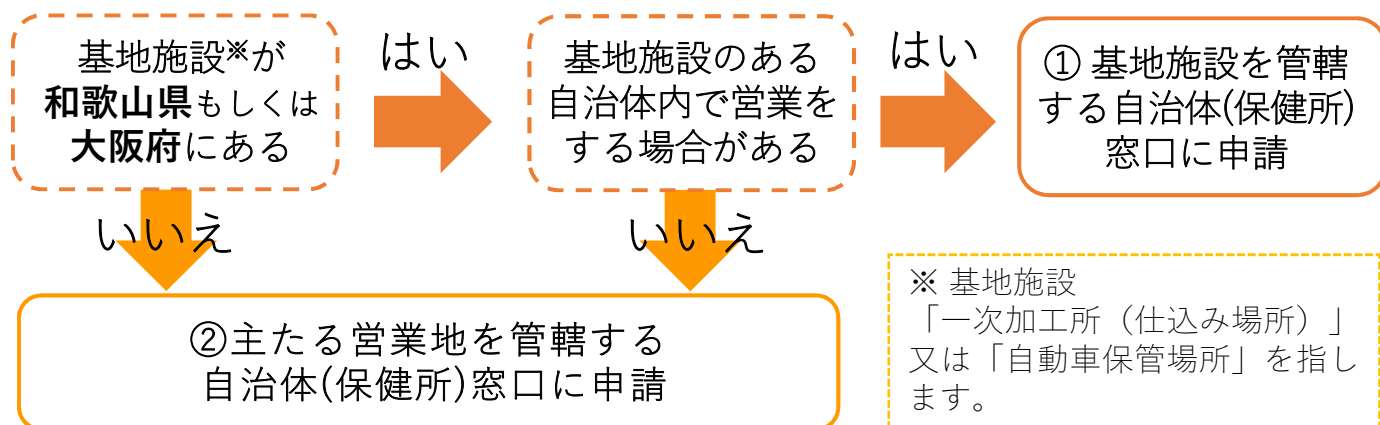
この度、大阪府内自治体、和歌山県及び和歌山市で協定を締結し、府・県のいずれかの自治体で「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」（以下「連合基準」という。）に基づく営業許可を取得したキッチンカーについては、府・県全域で営業（相互乗入れ）が可能となりました。

1 大阪府・和歌山県全域で営業できる許可対象

連合基準に基づく飲食店営業の許可を
取得した自動車（キッチンカー）
（大阪府域許可の魚介類販売業を除く）



2 新たに営業許可を取得される方の申請窓口（①、②のいずれか）



上記の窓口を原則としますが、ご不明な点がある場合は、各自治体（保健所）にご相談ください。

すでに和歌山県・大阪府内の自治体の許可をお持ちの方は裏面へ

3 必要な申請（届出）手続き

○ 新規事業者（2021年5月31日以前に許可を取得された方を含む）

新たに許可を取得してください。

○ 既存事業者（2021年6月1日～2025年5月31日に許可を取得された方）

許可を受けた保健所に届出（適用基準の確認申請）を行ってください。

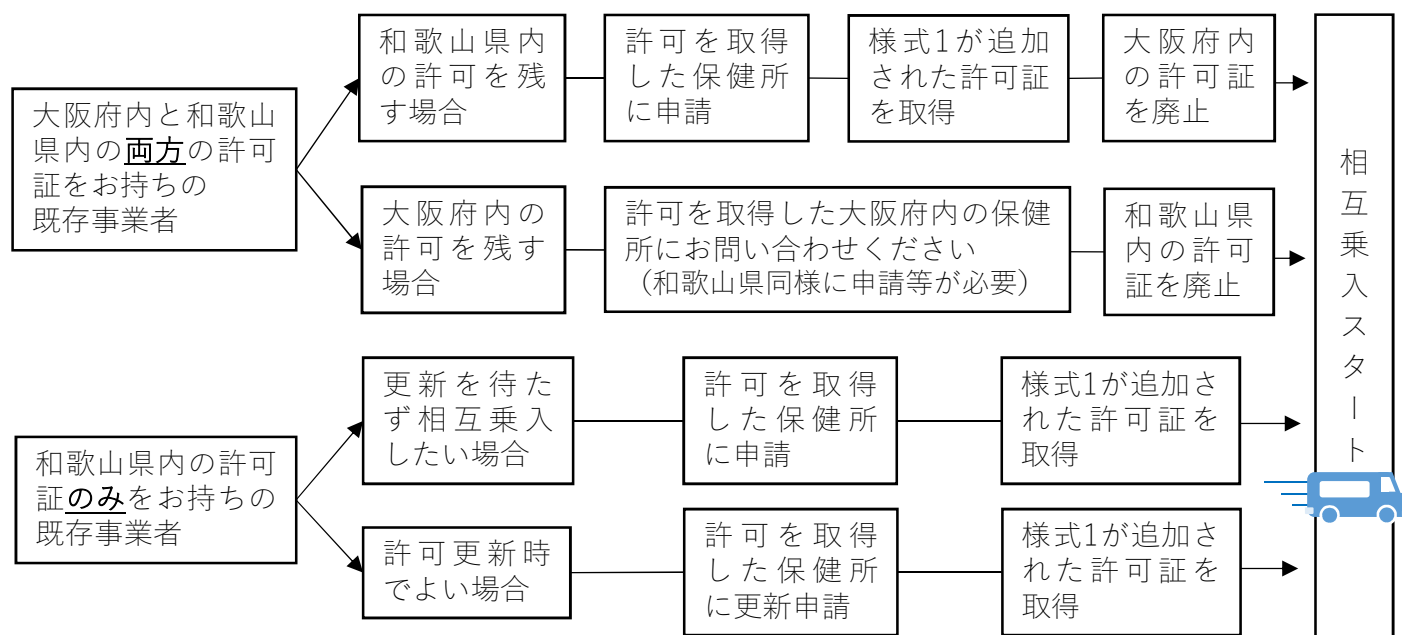
注）連合基準に適合しない方は、1度限り旧基準で更新することが可能です。

⇒ いずれの場合も事前に保健所に問い合わせください。



様式等はこちら
和歌山県HP

4 すでに許可証をお持ちの方（既存事業者）が相互乗入をしたい場合



5 申請にあたり注意してほしい点

○ 新しい連合基準では、給水・廃水タンク容量で取り扱うことができる食品が従来のものと変わる場合があります。提供する食品、調理の工程数によって必要となる給水・廃水タンク容量が異なりますので、相互乗り入れを希望される場合は、実際に提供する食品、調理手順を整理の上、申請先の保健所にご相談ください。

○ 和歌山県内で取得した魚介類販売業許可では、大阪府域で魚介類販売業はできません。

問い合わせ先

和歌山県の相談窓口

保健所	電話番号	保健所	電話番号
海南保健所	073-483-8825	御坊保健所	0738-24-3617
岩出保健所	0736-61-0022	田辺保健所	0739-26-7934
橋本保健所	0736-42-5443	新宮保健所	0735-21-9631
湯浅保健所	0737-64-1293	新宮保健所串本支所	0735-72-0525
		和歌山市保健所	073-488-5111

大阪府の相談窓口

（府内の保健所）

下の二次元コードから
ご確認ください。

